

住宅サポートローン商品概要説明書

(平成24年4月1日現在)

商品名	住宅サポートローン
ご利用 いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。(組合員以外の方につきましては、出資金 1 口 5,000 円以上いただいております。)</p> <p>○お借入時の年齢が 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の満年齢が 76 歳未満の方。</p> <p>○安定・継続した収入の見込める方。(自営業者の場合は営業年数が 3 年以上)</p> <p>○当 J A の住宅ローンを利用中の方、または当 J A で住宅ローンを新規に契約される方。</p> <p>○住宅ローンを含む返済比率が前年度税込年収の 40% 以内。</p> <p>○所得合算を行う場合は、同居親族の税込年収の 50% を上限とします。</p> <p>○借換資金の場合、借換対象ローンが 6 ヶ月以上の返済実績がある方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○原則、自由とします。ただし、以下の条件が必要となります。</p> <p>(1) 資金使途が確認可能な資料を提出できること。</p> <p>(2) 次の資金使途は除くものとします。</p> <p>① 事業性資金</p> <p>② 当組合または消費者金融系からの各種借入金の借換資金</p> <p>③ 銀行系・信販系・流通系等の各種クレジットカード(カードショッピング、カードキャッシング)、信販系・流通系等のキャッシング(ローン)専用カードの借換資金</p> <p>④ 住宅取得時の住宅ローン保証料</p> <p>【資金使途の例】</p> <p>① 住宅取得時諸費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税金・登記費用・火災保険料等住宅取得にかかる費用で住宅ローン資金に含まない費用 ・ 引越し費用 ・ 水道加入金 <p>② リフォーム資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増築・改築・修繕工事 ・ システムキッチン・バス・トイレ・洗面化粧台等水回り設備工事 ・ 段差解消・エレベーター設置等バリアフリー対応工事 <p>③ 追加工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車庫建築・カーポート設置・物置建築・風除室設置・門扉据付・融雪設備設置 ・ 土留め・整地・造園 <p>④ マイカー購入資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新車・中古車(二輪車・除雪機も可、軽を除くトラック・商用者は不可)のマイカー購入費用と、それらに付帯する付属品・諸費用・車検・修理費用・免許取得費用等 <p>⑤ 消費財購入資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家電・インテリア・冷暖房機器等 <p>⑥ その他目的資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育資金・結婚資金・墓石購入資金等

借入金額	<p>○ 10万円以上 500万円以内（1万円単位）。</p> <p>○ ただし、借換のみの場合は、借入金の一括償還金を上限とします。</p>
借入期間	<p>○ 6ヶ月以上 10年以内（1ヶ月単位）</p> <p>ただし、団体信用生命加入有（資金使途が住宅関連資金）の場合は 20年以内とし、貸付金額が 300万円以下の場合は 15年以内となります。</p>
借入利率	<p>○ 【変動金利型】</p> <p>ご融資後の利率については、4月1日、10月1日現在の当JAの住宅ローンプライムレートを基準として、年2回見直しを行います。4月1日基準の融資利率は6月約定返済期日の翌日から、10月1日基準の融資利率は12月約定返済期日の翌日から適用されます。ボーナス返済における新利率の適用開始日は6月および12月の約定返済期日に対応する日の翌日となります。</p> <p>ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用金利を変更する場合があります。</p> <p>○ 金利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>○ 変動金利の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。</p>
担保	<p>○ 不要。</p>
保証人	<p>○ 原則、保証人は不要。</p> <p>○ 当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ ただし、以下に該当する場合は連帯保証人を徴求となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン又は本ローンで所得合算している方 ・団体信用生命共済加入必要の資金使途であるが、加入できない方は法定相続人 ・その他、保証機関が必要と判断した場合
保証料	<p>○ 保証料は金利に含まれています。</p> <p>① 団体信用生命保険加入無 年利 1.60%</p> <p>② 団体信用生命保険加入有 年利 1.40%</p>
団体信用生命共済	<p>○ 原則、団体信用生命共済の加入は不要とします。</p> <p>ただし、資金使途が住宅関連資金の場合は団体信用生命共済の加入が必要となります。</p>
手数料	<p>○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額繰上返済の場合 <ul style="list-style-type: none"> 借入残高 1,000万円以上の場合 31,500円 借入残高 500万以上 1,000万円未満の場合 21,500円 借入残高 500万円未満 10,500円 ・一部繰上返済の場合… 0円 <p>○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は0円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要となります。</p>
苦情処理措置および紛争解決措	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融推進課（電話：0187-42-8092）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等</p>

置の内容	<p>の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県JAバンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融推進課または秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JA秋田おはこ